



試験等	証明書類	資格区分	建設業の種類																														
			土木	建築	大工	左官	とび	石	屋根	電気	管	タイル	鋼	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装	機械	絶縁	通信	造園	さく井	建具	水道	消防	清掃	解体		
			主!監	主!監	主!監	主!監	主!監	主!監	主!監	主!監	主!監	主!監	主!監	主!監	主!監	主!監	主!監	主!監	主!監	主!監	主!監	主!監	主!監	主!監	主!監	主!監	主!監	主!監	主!監	主!監	主!監	主!監	
消防法「消防設備士試験」	免状	甲種消防設備士																														●○	
		乙種消防設備士																														●○	
職業能力開発促進法「技能検定」 *等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していたものについては、合格後1年以上の実務経験を有するもの。 *鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」および「鉄筋組立て作業」)に関しては、合格後3年以上の実務経験を有するもの。ただし、平成16年4月1日時点で、合格していたものについては、合格後1年以上の実務経験を有するもの。(1級の合格者については、実務経験を要しない。)	合格証書、実務経験証明書	建築大工			●○																												
		左官				●○																											
		とび・とび工					●○																										●○
		コンクリート圧送施工						●○																									▲△
		型枠施工			●○																												▲△
		ウェルポイント施工						●○																									▲△
		空気調和設備配管											●																				
		給排水衛生設備配管、冷凍空気調和機器施工											●																				
		配管・配管工											●																				
		タイル張り・タイル張り工												●○																			
		築炉・築炉工・れんが積み												●○																			
		ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工							●○					●○																			
		石工・石材施工・石積み							●○																								
		鉄工・製罐												●																			
		鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)													●○																		
		工場板金																●○															
		建築板金・板金工(選択科目「建築板金作業」)・板金(選択科目「建築板金作業」)								●○								●○															
		建築板金(ダクト板金作業)								●○								●○															
		板金・板金工・打出し板金								●○								●○															
		かわらぶき・スレート施工								●○																							
		ガラス施工																	●○														
		塗装・木工塗装・木工塗装工																		●○													
		建築塗装・建築塗装工																		●○													
		金属塗装・建築塗装工																		●○													
		噴霧塗装																		●○													
		路面標示施工																		●○													
		畳製作・畳工																				●○											
		内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																				●○											
		熱絶縁施工																					●○										
		建具製作・建具工・木工(選択科目「建具製作作成」)・カーテンウォール施工・サッシ施工																											●○				
		造園																										●					
		防水施工																				●○											
さく井																											●○						
地すべり防止工事士 1年									●○																		●○						
基礎ぐい工事									●○																								
建築設備士 1年											●	●																					
一級計装士 1年											●	●																					
解体工事																															●○		

※1 建設業法7条2号イ(学校卒+実務経験)については、当該業種に関して、建設業法施行規則第1条に定める学科を修め、かつ、次のいずれかに該当すること。

- ①高等学校を卒業+実務経験5年以上
- ②高等専門学校もしくは大学を卒業+実務経験3年以上

※●=当該技術者となりうる国家資格等。○=当該資格+指導監督の実務経験2年が必要。

指導監督の実務経験とは、当該業種に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金が4500万円以上であるものに関して、現場監督などの指導監督的な実務の経験をいう。

※▲・△=平成28年5月31日までにとび・土工事業の技術者要件を満たしている者の場合、平成33年3月31日まで解体工事業の技術者としても認められる。

※主=主任技術者として必要な資格、監=監理技術者として必要な資格。なお、監理技術者として配置をする場合、監理技術者資格者証および監理技術者講習修了証が必要である。

※網掛けの7業種は指定建設業とされており、この場合、監理技術者は国土交通大臣が定める国家資格者でなければならない。

※入札参加資格における「法面処理工事」、「交通安全施設工事」、「とび・土工・コンクリート(その他)工事」の工事については、上表の「とび」の業種区分を適用。

※資格区分に年数が記載されているものについては、資格取得後、年数分の実務経験が必要。

○解体工事業について

- (1) 土木施工管理技士、建築施工管理技士で平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要となる。
- (2) 技術士については、当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上または登録解体工事講習受講が必要となる。
- (3) とび技能士(2級)については、合格後、解体工事に関し、3年(平成16年4月1日時点で合格していた場合は1年)以上の実務経験が必要となる。